

## 議案第3号

### 愛西市職員定数条例の一部改正について

愛西市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、市長の事務部局の職員等の定数を変更することに伴い、改正する必要があるからである。

## 愛西市職員定数条例の一部を改正する条例

愛西市職員定数条例（平成17年愛西市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第200条第6項」の次に「、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第16条、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項」を、「消防組織法」の次に「（昭和22年法律第226号）」を加える。

第2条第1号を次のとおり改める。

（1）市長の事務部局の職員（福祉事務所の職員25人を含む。） 342人  
第2条第3号中「51人」を「43人」に改め、同条第4号中「2人」を「5人」に改め、同条第9号中「106人」を「105人」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。